

横浜市教育委員会
定例会会議録

- 1 日 時 令和2年3月6日（金）午前10時00分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席者 鯉渕教育長 大場委員 宮内委員 中村委員 森委員 木村委員
- 4 欠席者 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教育委員会定例会議事日程

令和2年3月6日（金）午前10時00分

1 会議録の承認

2 一般報告・その他報告事項

新型コロナウイルス感染症の対応について

いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果について

3 審議案件

教委第67号議案 横浜市立中学校における樹木の枝の落下による物損事故に係る
損害賠償額の決定に関する意見の申出について

教委第68号議案 横浜市歴史博物館等指定管理者選定評価委員会委員の任命について

教委第69号議案 横浜市教職員第二健康審査会委員の委嘱について

教委第70号議案 教職員の人事について

教委第71号議案 教職員の人事について

教委第72号議案 教職員の人事について

教委第73号議案 教職員の人事について

教委第74号議案 教職員の人事について

教委第75号議案 職員の人事について

4 報告案件

教委報第5号 横浜市立図書館資料管理規則の一部改正に関する臨時代理報告について

5 その他

[開会時刻：午前10時00分]

鯉淵教育長

それでは、ただいまから、教育委員会定例会を開会いたします。本日はコロナウイルス感染症の拡大防止のため、マスクを着用しております、御容赦ください。

初めに、会議録の承認を行います。1月24日の会議録の署名者は宮内委員と森委員です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉淵教育長

それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。

なお、2月7日の教育委員会定例会の会議録につきましては、準備中のため、次回以降に承認することといたします。

次に、議事日程に従い、教育次長から一般報告を行います。

小椋教育次長

【一般報告】

1 市会関係

- 2/13 本会議（第2日）一般議案上程・質疑・付託、予算上程・説明
- 2/19 こども青少年・教育委員会（教育委員会関係）
- 2/21 本会議（第3日）一般議案議決、予算代表質疑
- 2/26 本会議（第4日）予算関連質疑、予算特別委員会設置・付託、予算第一・予算第二特別委員会（審査日程等協議）
- 2/27 予算第一特別委員会（局別審査）

教育次長の小椋です。それでは、報告いたします。まず、市会関係ですが、2月13日に、本会議2日目が開催され、一般議案上程・質疑・付託、予算上程・説明が行われました。

2月19日に、市会常任委員会である、こども青少年・教育委員会が開催されました。

2月21日に、本会議3日目が開催され、一般議案議決、予算代表質疑が行われました。

2月26日に、本会議4日目が開催され、予算関連質疑、予算特別委員会設置・付託が行われました。本会議終了後、予算第一・予算第二特別委員会が開催され、審査日程等の協議が行われました。

2月27日に、予算第一特別委員会局別審査が行われ、教育委員会関係の予算案の審査が行われました。

2 市教委関係

(1) 主な会議等

- 2/20 教職員の働き方改革ワークショップ

(2) 報告事項

○新型コロナウイルス感染症の対応について

○いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果について

次に、教育委員会関係の主な会議等ですが、2月20日に、「明日からの一歩へ教職員の働き方改革ワークショップ」を株式会社富士通エフサスみなとみらいイノベーションフューチャーセンターにて開催し、一般教職員計28名が参加いたしました。中村委員も出席され、当日の様子を御覧いただきました。ワークショップでは、参加者が自身の働き方を振り返り、所属校において働き方改革の取組を進める際のヒントを見つけられるよう、株式会社富士通エフサス様のファシリテーターによる実践的なワークを通じて参加者同士の意見交換が活発に行われました。

次に、報告事項として、この後、所管課から2点、報告させていただきます。まず、1点目ですが、新型コロナウイルス感染症の対応について。2点目として、いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果について、報告させていただきます。

私からの報告は以上です。

鯉淵教育長

報告が終了いたしました。御質問・御意見等はございますか。

特になければ、次に新型コロナウイルス感染症の対応について、所管課から御報告いたします。

前田人権健康
教育部長

人権健康教育部長の前田でございます。それでは、新型コロナウイルス感染症の対応につきまして御報告申し上げます。令和2年1月16日に、神奈川県より、県内で新型コロナウイルスによる肺炎患者が発生したとの通知を受けた後、現在に至るまでの横浜市教育委員会の主な対応について、その経過を中心に3つの期に分けて御報告をいたします。

まず、1月16日の県内での患者発生から、中国からの帰国者対応に臨んだ時期を第1期としてお話をいたします。初めに、感染者予防対策についてですが、令和2年1月16日、神奈川県内で肺炎患者発生のお知らせを受け、各学校に、手洗い、うがい、マスクを着用しての咳エチケット等の通常の感染症予防対策、児童生徒の健康観察の強化、咳や発熱等のある場合に速やかな医療機関の受診等の指導の依頼を通知いたしました。

その後、1月28日に、文部科学省から新型コロナウイルス感染症が指定感染症に指定された旨の通知、1月29日、同じく文部科学省からの、春節後の中国から帰国・来日した児童生徒等への対応についての通知、2月3日及び10日の同通知の内容更新、2月10日の横浜市の「帰国者・接触者相談センター」の開設などを受けて、1月29日以降、次のような対応をしてきました。

これまでの感染症予防対策に加えて、中国、現在では加えて韓国から帰国された児童生徒については、保護者と連絡を密にし、2週間はご家庭でも学校でも、より丁寧な健康観察をすること。特に湖北省及び浙江省、現在では加えて韓国・大邱（テグ）広域市及び慶尚北道清道郡（キョンサンブクト チョンドグン）から帰国した児童生徒については登校を控え、ご自宅での2週間の健康観察をしていただくこと。37.5度以上の発熱や咳などの症状がある場合には、速やかに区福祉保健センター、後には帰国者・接触者相談センターにご相談いただくことを学校に通知いたしました。なお、このような2週間のお休みは欠席としない取り扱いといたしました。また、新型コロナウイルス感染症を理由とした偏見やいじめが

生じないよう配慮するよう、併せて学校に通知をしています。

なお、高等学校入学者選抜についてですが、神奈川県からの通知により、神奈川県立高等学校、横浜市立高等学校、川崎市立高等学校、横須賀市立高等学校を志願している志願者が、新型コロナウイルス感染症と診断された等により、2月に実施する検査が受検できない状況の場合、3月に追加検査を実施することになりました。

次に、2月25日の文部科学省事務次官通知以降の時期を第2期としてお話しいたします。令和2年2月25日の文部科学省からの通知を踏まえ、令和2年2月26日、横浜市としての児童生徒等に新型コロナウイルス感染症の発症者が出た場合の対応と卒業式の対応について、各学校に通知をいたしました。

まず、児童生徒等に発症者が出た場合の臨時休業についてですが、児童生徒、教職員、支援員等が新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、当該校を2週間臨時休業とし、特別支援学校については、児童生徒等に加え、スクールバス及び左近山特別支援学校の福祉車両等の運転者、介助員等が新型コロナウイルス感染症を発症した場合も同様に2週間臨時休業とすることといたしました。

続いて、卒業式についてです。まず、学校内に新型コロナウイルス感染症を発症した児童生徒、教職員、支援員等がない場合、感染症対策を十分に行い、卒業式を実施することとしました。具体的には、次の点に留意して学校に通知いたしました。「(ア)可能な限り、予行等の事前練習を少なくする」、「(イ)参加人数を極力抑える」、これについては、在校生、保護者代表であるPTA会長等を除く保護者・来賓の参加の取り止めです。「(ウ)式典内容を精選し、式典全体の時間短縮を行う」、これは、祝辞の割愛や時間短縮、卒業証書の授与を代表児童生徒に行う等の工夫をすとしてしています。

続いて、児童生徒、卒業生や在校生を問わず新型コロナウイルス感染症を発症した場合、当該校は2週間の臨時休業とし、その期間内に卒業式が設定されていた場合は、卒業式は実施いたしません。卒業証書は、登校日時を適切に設定するなどして、児童生徒に交付いたします。一方、2週間の臨時休業の期間後に卒業式が設定されていた場合は、前記のアに準じて、卒業式を実施いたします。

そして、2月28日、文部科学省からの全校一斉臨時休業に係る通知以降の時期を第3期としてお話しいたします。まず臨時休業についてですが、令和2年2月28日文部科学省より、多くの子どもたちや教職員が日常的に長時間集まることによる新型コロナウイルス感染症の感染リスクに予め備える観点から、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において、令和2年3月2日月曜日から春期休業の開始日までの間、臨時休業を行うよう要請がありました。また、併せて、卒業式等を実施する場合は、感染防止の措置を講じ、必要最小限の人数に限って開催するよう要請されました。この通知を受け、本市としては、学校の臨時休業に関わる準備を整えた上で、令和2年3月3日火曜日から3月13日金曜日まで、市立小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校全校を臨時休業とし、令和2年2月28日全校に通知いたしました。この休業期間終了後の対応につきましては、3月9日に別途通知する予定であります。

また、緊急受入れについてですが、この臨時休業期間中、就業等の事情、その他家庭での対応が困難な場合には、学校において緊急受入れを実施しています。対象は、小学校低学年1～3年生、小学校・中学校個別支援学級全学年、特別支援学校全学部とし、また、受入れ時間は、通常の授業時間内としています。なお、障害等により1人で家庭で過ごすことが実際に困難で、保護者等からお申し出があった場合には、学校が状況を確認の上、必要に応じて受入れを行っています。

卒業式については、休業期間中に卒業式が設定されている場合には、第2期の「(2)卒業式について」と同様の対応になります。また、臨時休業期間中、学校において、教育相談や家庭での状況把握のため、家庭訪問や電話連絡等を行い、学校再開に向けた情報収集と感染症拡大防止に向けた取り組みを行い、児童生徒が安心して学校生活に復帰できる体制づくりをしております。

最後に、児童生徒の保護者に向けては、臨時休業期間中、毎朝の検温、咳やだるさ等の症状の確認、発熱・咳等で医療機関を受診した場合や新型コロナウイルス感染症と診断された場合の速やかな学校への連絡をお願いしております。

経過についてお話しいたしました。報告は以上です。

鯉淵教育長

学校関係の説明が終了いたしました。何か御質問・御意見等がございますか。

森委員

御説明をありがとうございます。2月28日に文部科学省から要請があって、そこから実際に3月2日は休校とせず子供たちは学校へ行くことができたということ、そういった対応にしたということはとても良かったと思っています。週末にかけて子供たちが気持ちの整理をできたということと、それを踏まえて月曜日に先生やほかの児童の皆さんたちと話すことができたということは、メンタルの面でとても大事なことだったと思います。あと、加えて低学年と個別支援学級、特別支援学校については緊急受入れを実施するようにしたということも本当に安どした声をたくさん聞いております。そこで、5つ質問がございます。

鯉淵教育長

1つずつ。

森委員

では、1つずつにします。端的にやります。横浜市としてこういった対応に決めた経緯をもう少し詳しく、どんな議論があったのか、学校とであったり、内部であったりというところをもう少し御説明いただけたらと思います。お願いします。

直井学校教育
企画部長

学校教育企画部長の直井でございます。御質問の趣旨としては、休校等の対応について、緊急受入れについての取組ということでしょうか。

森委員

そうですね。3月3日にしたことであったり。

直井学校教育
企画部長

とにかく子供たちにとって休業をする、学校がないということについては前例がないことですし、子供たちに与える影響が非常に大きいと捉えました。学校の準備等に時間をしっかりはかけられませんが、少しでもかけられるという判断の中で、今お話のありました3月2日の日は、週明けに登校をしてもらう中で子供たちの気持ち、先生方の取組ということを大事にしたいと考えました。コロナウイルス感染症について恐ろしいことであると。また、国からの要請は春休みまでということでしたけれども、その状況等については刻々と変化していくことも考えられるという中で、とりあえず2週間をしっかりと、国のほうも1週間ないし2週間が山場というのでしょうか、瀬戸際だという専門家会議等の話もありましたので、そういう部分を受けて2週間を目途として休業をする。そして、1週間たった今度の月曜日になりますけれども、3月9日に16日以降について教育委員会としてまた判断をしていくという二段構えというのでしょうか、そういう形でしていくというような議論があり、学校現場のほうとしてもできれば

子供たちには学校に来てほしいというか、学校を再開できるのであれば何らかの形でしたいという意見を聞いていましたので、そういう部分も含めて2週間という判断をし、改めて9日に判断をするというような形にさせていただいています。

森委員

低学年と特別支援学校も。

直井学校教育
企画部長

緊急受入れという名前にしたのですが、就労等でなかなか子供の面倒を見られないという御家庭があるということも十分承知の上で、特にその中でも低学年、小さいお子さん、それから障害等があってなかなか子供を一人で残していったりすることができないということで、特別支援学校及び個別支援学級を中心に受入れていこうと。ただ、絞らせていただいているというのは、学校としてもたくさん来るということになりますと、感染の拡大ということも考えられますので、とにかく一人で家に残すことができないという子供を中心にとということで、低学年と障害のある子供たちと考えさせていただいた次第です。

森委員

ありがとうございます。そこで2つ目の質問ですが、実際に緊急受入れをしてみても、子供たちの様子を分かる範囲で教えていただければと思います。

直井学校教育
企画部長

1日目は9,000人を超えている状況ですけれども、子供たちは大体8,000人台、9,000人弱ぐらいが現在の3日間は来ています。大体8%台から9%ぐらいの子供たちが来ているという状態ですので、教室の中で少し離れたような状況で家庭から持ってきた学習であるとか、先生からこんなものやってみたらというようなものに取り組んでいます。あと、外遊びもなかなかみんなで一緒にというわけにはいかないものですから、1人で縄跳びをしたりとか、少し走り回ったりというようなところもあるようです。学校側としては、とにかく感染が拡大しないということで、換気でありますとか手洗いとか、そういう形で子供たちの健康を守りながら受入れつつ、そして放課後のキッズクラブ等がありますので、そちらのほうに行く子、または帰る子というような形で、おおむね2時半ぐらいまで受入れているという状況でございます。

森委員

ありがとうございます。加えて、実際に本当はその期間で行う予定だった授業については、今後どのようにフォローしていくのかということについて、3点目として伺わせてください。

直井学校教育
企画部長

学校再開については来週の月曜日に判断をさせていただこうと思っています。休業期間中の学習については、授業ができていけませんので、学校によって進み方もいろいろありますけれども、学校再開はなるべく早くしたいと思います。新年度になるのか、一定の学校再開後にきちんと補充といいますか、学びをするように、この後学校とも相談をしながらやっていきたいと考えています。

森委員

ありがとうございます。そして4つ目ですけれども、先生方の中にも小さいお子さんがいらっしゃるすとか、家族に介護が必要だったりということで、出勤できない先生方もいらっしゃると思います。今、基本的に先生は全員出勤なのか、柔軟な対応をしているのかということにつきましても教えていただければと思います。

古橋教職員人事部長	教職員人事部長の古橋でございます。今の御質問で、基本的に教職員につきましては、3月に通常どおり勤務が行われていたという前提で出勤していただいております。あと今、御質問があったように、本人または家族等で休暇を柔軟に取れるように学校のほうには通知を出しております。
森委員	ありがとうございます。
鯉淵教育長	フレックスとかそれも。
古橋教職員人事部長	職員につきましては、今言いましたように休暇の取得の促進を図るとともに、フレックス制度も柔軟に活用していただくということを通知しております。
森委員	ありがとうございます。最後の質問ですが、卒業式についてでございます。小学校、中学校、高等学校全ての卒業生とその保護者におかれましては、本当にできるはずだったものが予定どおりできなくなっていく。でも、誰が悪いわけでもないという中で、何とも言えない気持ちを今抱えているという声をたくさん聞いております。そこで、例えばオンラインでの配信であったりとか、動画を撮ったりということができないものかということをおもいます。それについて、今もし何か検討されていることがあれば、もしくは何か難しい背景があるならば、教えていただきたいと思っております。
直井学校教育企画部長	卒業式については、本当に本人たち、それから保護者の方たち、御家族にとって、1つの区切り目としてとても大切に思われているということも十分承知しておりますし、そういうお声も今たくさんいただいております。ただ、今、委員からもありましたけれども、子供たちの個別の状況でありますとか、御家庭の状況等について、映像化できるできないという問題があったりとか、そういう部分も含めて、各学校が様々な対応をできる限りのところで取ってくれていると考えています。例えば、今、出ましたウェブで流すというのでしょうか、ライブで流すようなことを工夫していたり、技術的なこと等でなかなか難しい場合には映像を撮ってDVDというのでしょうか、形に残すような形であるとか、なかなか動画が難しい場合には写真撮影をして、それを残すとか渡すとかというような形で、できる範囲で各学校が対応してくれていると考えています。いろいろ学校とも相談をしながら今は進めております。
森委員	ということは、学校ごとに配信であったり映像を撮ったり写真を撮ったりということを個別に判断しているということですね。
直井学校教育企画部長	そうです。
森委員	分かりました。ありがとうございます。今、本当に何が正しいか、何がやるべきことなのかということは本当に日々考えなければいけなくて、現場の先生もとても大変な時だと思います。今、最後の点にあったようなオンラインでの配信であったり、いろいろな形を模索して、1つこれからの教育であったりとか、学び方にとっての新しい可能性を開くチャンスと捉えながら、できることをいろいろ試していただきたいと思っております。以上です。ありがとうございます。

鯉淵教育長

ほかにいかがでしょうか。

木村委員

1期、2期、3期と見て、特に3期、こういった非常宣言的なところがあって、一定の評価ができるような横浜市の対応だったと僕は思います。その中で、これから次の段階をどうするかということも、ある意味、教育委員会がしっかりリーダーシップを取って、それぞれの学校現場に任せるというのもなかなか難しいと思いますので、基本線をしっかり出して、そこをベースにやってもらうと。

もう1つ僕が思っているのは、卒業式なんかもそうですが、学びの場は思い出、感動ですけれども、今の周りの風潮はかわいそうだとか大変だと。それもそうですが、試練の場に立ち向かって対応した子供たちに自信を持たせるというのが大事だと僕は思っています。かわいそう、大変ではなくて、この場でこういった対応をできるのが君たちの力なんだと自信を持たせる。そこを横浜市としては防御一辺倒ではなく、攻めの防御で、ここをより学びの機会として、ぜひ卒業式等々で、みんなが言っているかわいそうではなくて、自信を持って君たちはと、そういったことを伝えるような教育の機会というのが必要ではないかと。いくら言ってもだめなものはだめかもしれない。そのときに立ち向かう子供たちが本当に力強く自信を持つというのが、学びの場の大きな教育効果だと思います。ぜひそこら辺を各学校等にも言っていただいて、子供たちには本当に自信を持ってほしいと思います。

鯉淵教育長

御意見ということでよろしいですか。

木村委員

はい。

鯉淵教育長

ほかにございますか。

大場委員

私のほうから。さっきの緊急受入れについては、実数が9,000人から8,000人ぐらいということで推移しているので、ここの数字はまた私も注目しておきたいと思います。まずもって今回、特に第3期の段階で1日おいて3月3日からということにしたり、緊急受入れをしたり、家庭訪問等をしていただく。非常にきめ細かい対応を短い時間の中で、恐らく500校を超える学校との細かい連携を、多分夜中いっぱいまで皆さんに御尽力いただいて作り上げていただいたことだと思いますので、深く敬意を表したいと思います。そういう意味では、510校でしたか、要するに横浜市の学校を取り巻く状況を皆さんが1番日頃から、現場の校長先生等も含めて状況の把握を積まれていることが、いざこういうときに実践として出てきていることを非常にうれしく思いますし、それはまさに基礎自治体ならではだと私は思っていますので、今後どういう答えを出すか、また来週ということになりますけれども、ぜひ各学校との連携を密にさせていただいて、いい対応をしていただければと思います。

1つまず質問をしたいのは、3月9日月曜日を目途に別途今後のことについて通知をするということで、もちろん全校への連絡を間違いなく意思疎通するための日数は必要だろうと思いますが、もうちょっと遅らせられないのかなということを感じます。政府の危機管理の専門家会議でもこの1～2週間が瀬戸際と言っていて、その瀬戸際がどういう状況になったのかは、多分また専門家会議の皆さんからアナウンスがあるのだらうと思います。できればそういうものを踏まえて横浜市の教育委員会として答えを出せる時期が、うまく整合性が取れば時間的に非常にいいのかなということを感じるのですけれども、3月9日とした理

由だけ、まず最初に聞いておきたいと思います。

鯉淵教育長

9日にしましたのは、給食の関係です。給食の準備は1週間は必ず必要だというのが現場からの声でした。ハマ弁も同じですけれども、1週間あれば対応できるというので、授業再開となると、この時期に決めてくれないと無理ですということでした。ただ、大場委員の言われたような趣旨も分かりますので、9日に出すものが、例えば何日に連絡しますということになる可能性もあるということではあると思います。給食を諦めれば、そういう判断はできます。

大場委員

ありがとうございます。それで、やはり今回の事案については保護者、もちろん教育関係者、学校の先生方も含めて、大人も大きな衝撃を受けたことだと思うし、それ以上に子供たちも大きな衝撃を受けていると思います。そういう意味で、横浜市の教育委員会として緊急受入れをやり、あるいは家庭訪問をやり、家庭での健康観察もやってもらうという非常にきめ細かいフォローアップをしていたことは非常にうれしいことだと思います。やはり衝撃と同時に子供たちもストレスがだんだんたまってくるだろうと思うので、このストレスをうまく解消していける仕組みを今後とも、もし時間がかかるのであれば、並行して考えていかないといけないのかなという気がしました。

それで、最後に申し上げる前に、1点だけ私からぜひお願いしたいのは、1ページの1期の1番下にもありましたが、ウイルス感染症を理由とした偏見が生じないように配慮してもらおうという通知を既にしてはいますが、どこかの都市でも病院の看護師さんが美容院でお客さんとして断られたケースがあったという新聞報道を見ました。事実関係は分かりませんが、今後ぜひこういう問題で何か、子供間のいじめの要因でウイルス対応の問題が出てこないようにと言ってもなかなか難しいですけれども、ぜひ現場の中で、各学校で感度を上げていただいて、この手のいじめが安直に出ないように気を配ってほしいなということを感じました。

最後は私の勝手な意見ですけれども、もちろん迅速にトップとして教育長に御判断をいただいて次の対応を出していただけたらと思っています。これまでも間違いのないものができてきたと思いますけれども、さっき申し上げたとおり、瀬戸際と言っている政府の専門家会議が一定のアナウンスをしたことを当然受け止めながら、なおかつ今、現場でお願いしている予防策はきちんと、もちろん今後も徹底する。そういう前提の上で私は1日も早く学校が再開できるように祈っていますし、ちょうど桜が咲く時期になってくるので、子供たちみんなが校庭で一緒に学校再開を喜べる日が早く来ることを期待したいと思います。とは言いながら、難しさが一方であるのかどうか分かりませんが、こうやって緊急対応をしていただいたり、低学年の子供たちを家庭で支える難しさが現実にあると思うので、全校再開が仮にできなくても、私は低学年だけでも早く学校へ来てもらう仕組みが取れないのかなと。あるいは、もう1歩言えば、小学校だけでも1日も早くというのが保護者の皆さんにもつながるところかなと思っています。決して中学校は後でいいということは言いませんが、やはり家で1人で留守番できない子供たちのことを考えると、諸般の状況が許すならば、早く再開してあげてほしいなと感じました。これは私の勝手な意見であります。

中村委員

ありがとうございました。本当に突然の要請で、教育委員会事務局の方も大変だったろうと思います。その中で、3月に未履修になってはいけないということで、学習していない内容について、全学年の一覧表を作って学校に配布してくだ

さったりとか、保護者向けの文章を付けるときに、外国籍や外国につながる子供や保護者たちのために丁寧にルビを振った文章も付けてくださったり、文章を読ませていただきましたけれども、本当にきめ細やかに対応していただいて、ありがたかったなと思います。また、短時間で本当に大変だったのではないかなと御苦労がしのべれます。

ネット上に小学校だったかな、関西の先生が2月27日から2月28日にかけて学校がいかによたばだったかということをやアップしています。教育委員会も大変だったけれども、学校も大変だったろうなと思うのですが、私も最初は3月3日からということ、猶予が2日間あったというのはとても良かったなと思っていたのですが、学校の様子を聞くと、例えば学習の一覧表が28日の夜になって出てきているので、残っている先生たちでなかなか共有できないとか、家庭訪問の通知が最後の3月2日のお昼ぐらいに来たため、それをまた印刷して配布するのに大変だったというようなお話も伺いました。緊急事態ですから、それはそれで対応しなければいけないというのは重々承知していますが、ただ、教育委員会から来たいろいろな通知、お手紙類を、何も見ずに右から左へというのはあってはいけないことだと思います。先生方がきちんとそれを自分なりにそしゃくして理解したり、学校として対応をきちんと共有したりという時間が必要だったのだなということをやすごく思いました。そういう意味で、なかなか総理大臣の要請ということで難しいかもしれませんが、結果論で何とでも言えてしまうことですが、せめてあと1日、2日の猶予があると、もうちょっと学校のほうも落ち着いて、職員自身もきちんと理解した上でこういうことに臨めたのかなと思います。管理職だけが理解していればいいというわけではないので、そういう時間が欲しかったなという感想を持ちました。

それから、昨日、それほど大きくないですが、ショッピングセンターに行ってみました。そうしましたら、年代を問わず、おうちの人たちと買い物に来ている子供たちもたくさんいました。ですが、その一方で、小学生同士、中学生同士、高校生同士で楽しくお買い物をしていたり、あるいはファストフード店でおしゃべりに花が咲いたりという子供たちもたくさん見かけました。これから休みが長くなってくると、学校に行ってもみんなと遊べないからつまらないという声もあるらしいです。そういう子供たちも、全体から見れば一部かもしれませんが、増えてくる可能性もあるのかなと心配しています。そうすると、なぜ休校にしたかという意義は飛んでしまうわけで、そういった意味で大場委員が言われたように、再開はなかなか、山場が1か月後だというような話をしているお医者様もいらっしゃるの、無理はいけないと思いますが、少なくとも登校日を設けるとか、そういうことができないのかなと。言って終わりではなく、途中でもう一度子供たちの意識を高めるというようなことが、文書だけではなく必要なのかなということも思いました。

それから、これは質問ですけれども、先ほど御説明いただいた3ページの緊急受入れについてというところで、「必要に応じて受入れを行っています」と書いてあります。小学校5年生、6年生の保護者からも学校に行かせてもいいかという御相談があったという学校があったと聞いていますが、この3日間、今日で4日目ですけれども、その間に低学年とか個別支援学級以外の子供たちで登校しているような実情があるのかどうか、もしあるのであれば、その状況を教えていただきたいと思います。以上です。

当部長

かなか1人でおうちで過ごすことが難しいお子さんも中にはいらっしゃるということもございまして、対象としている方以外でも受入れを柔軟にお願いしますということを学校に対して通知し、ホームページにもアップしました。5日の時点で9名ほど、小学校4、5、6年生で受入れております。やはり御自分で、1人で過ごせない方であるとか、あとは御兄弟が個別級にいらして、親御さんがお勤めをしているといったような小学校4、5、6年生や、その他御家族の事情で受入れをしております。どうしても学年が違う中で学校に来るようになりますので、そのあたりは学校にもかなり工夫していただいています。本が好きなお子さんは図書室で過ごしている時間が長いであるとか、あとは小学校3年生ぐらいのお子さんと距離を離して自習をしているとか、そういったような対応の工夫もしていると学校現場からは聞いております。以上です。

中村委員

様々な御事情の家庭、あるいは子供たちの状況があると思いますので、そのように柔軟に対応していただいているのは本当にありがたいと思います。

鯉淵教育長

昨日、市長記者会見の後のぶら下がりの対応で、私のほうからマスコミの皆さん方には1人と申し上げました。私が端緒になった1人のケースについて報告を受けていたものですから1人とお答えしましたが、戻りまして確認したところ、昨日は9人になっているということで御理解ください。ほかにございますか。

宮内委員

今回の問題、これは感染症が拡散中であるという認識がなかったことによる政府の失策だろうと思っています。失策というのは、先ほど中村委員が緊急事態と言われておりましたが、緊急事態は1か月前に起こっていたわけでありまして、武漢の封鎖があったり、中国の全国人民代表大会が中止になると。こういう強烈なメッセージが出ていたにもかかわらず、国境を開放したままにした我が国の失敗だろうと思っています。それともう1つは、ダイヤモンド・プリンセスが横浜市に停泊していながら、最も緊張感を持っている私たち横浜市民、また教育委員会として、もっとシミュレーションをしておくべきだったというのが反省であります。しかし、首相が唐突であったとはいえ、学校を休校にしろというリコメンデーション（要請）をしてくれたということは、非常に良かったと思っています。すなわち、鈍感であった日本中がやっと感染症の恐ろしさを実感しました。これから検査がもっと頻繁に行われるようになります。そうしますと、感染症罹患者は増えていくことになります。そうすると、今までの数字を前提として、学校に罹患者が出たら休校にするとか、いろいろなことを前提にしているわけですが、そんなことも言っていられなくなる可能性があるというぐらい、今は危機的な事態だろうと思っています。

それで、横浜市がやらなければいけないのは、横浜市は政令指定都市ナンバー1で、専門家も十分にそろっています。感染症の専門家もそろっているし、教育委員会にもこれだけの充実したスタッフがいる。他の自治体のお手本になるようなアクションを今後もしていくことが私たちの責務です。そういったきょう持を持って今回の難局に対応していくべきだろうと考えております。その中で今後やらなくてはいけないことは一体何か。多分、4月以降も感染症は拡大します。オリンピックなんていうのはとても無理だろうと思いますが、そういう中でどうやって教育を続けていくか。ここの整理の仕方と言うと、第4期は大まかなシミュレーションをすることになると思います。第5期として、シミュレーションをしても思いどおりに多分ならないと思います。いかに柔軟に対応するか。現実的に1人の罹患者が出たら休校していいのかと。いろいろな個別具体的な課題が出て

くるでしょう。私が皆様方をお願いしたいのは、学校現場にまずよく考えさせる。社会と保護者と児童生徒と一緒に考える。つまり、こういった感染症問題というのは、今回だけではなくて、人間社会ではいつでも起きるだろうし、一旦感染症のワクチンができてもまた繰り返すかもしれない。そういう社会に我々は住んでいるわけですから、これを契機に学校、教育委員会、社会が一体となって、どうやってリアリスティック（現実的）な教育を実現し維持していくか。また、どこかで遊んでいる子もいるじゃないかと。全くそのとおりだと思いますし、僕が中学生だったら喜んで映画を観に行っていると思います。世の中はそういうものです。だから何かしろということは言うてはいけません。

先ほどの特別支援学校への対応は非常に現実的で、横浜市は非常にプロフェッショナルな対応をしていると思います。私も何人かの教育関係の方と昨日、一昨日話をしていて、横浜市は偉いねという話を聞きました。だから、それを続けるにはどうするべきかという、やはり独りよがりにならないで、社会との対話をし、市民とともに解決するという柔軟な姿勢を続けていただきたい。ルールに拘泥せず、また過去の事例に拘泥せず、融通無碍、柔軟な対応をお願いするということでもあります。その意味で、先ほど大場委員が3月9日について質問なさいましたけれども、そういった問題、その背景にある給食の問題といろいろあります。毎日事態は変わると思います。ということで、ぜひ柔軟に、教育長のリーダーシップの下、ベストエフォート（最善の選択）をするという体制を作っていたいただきたいという切なるお願いであります。

鯉淵教育長 御意見ということでよろしいですね。

宮内委員 はい。

鯉淵教育長 ほかにございますか。

古橋教職員人事部長 先ほどの委員からの御質問の中で、子供の世話等で職員の出勤が困難な場合についての取扱いで、年次休暇等の対応というところで、職務専念義務についても免除を認めております。それを言い忘れました。以上です。子育てのために勤務ができないということであれば職務を免じるということで、休暇と同じような形で出勤しなくても結構ということも、本人の申請がございましたら認めることとしております。

鯉淵教育長 併せて、非常勤職員の取り扱いも説明しておいていただけますか。

古橋教職員人事部長 正規職員は職務専念義務の免除制度がございますが、非常勤職員につきましてはございませんので、基本的には年次休暇の取得で対応していただきます。ただ、本人の事情により出勤ができないということであれば、出勤を強制しないとしております。

鯉淵教育長 原則としては授業準備をするだとか、そういったことをこの間にやっていただくということを原則に考えております。

中村委員 ということで、つまり、給与は補償されるということですよ。

古橋教職員人事部長 そうです。最初に申し上げました、基本的に3月に勤務があったという前提で

事部長	準備していただきます。
森委員	<p>ありがとうございました。今の話と、先ほど宮内委員がおっしゃった最悪のケースというか、本当にこれが長引いた場合、例えば4月にずれ込んだ場合に向けても検討を、恐らく出勤している皆さんでもきっと考えていくということになるのだろうと思います。今の対応と長引いた場合の対応の両方を、出勤されている皆さんたちの中で御検討いただければと思います。ありがとうございます。</p>
宮内委員	<p>今後の対応、つまり第4ステージ、第5ステージのことですが、先ほど森委員かな、おっしゃったように、こういった事態をチャンスに変える。働き方改革もそうですし、授業の仕方、また、iPad等がこれから配られていくわけですので、どうやってオンライン教育を進めていくか。また、FMの電波を使うとか、いろいろなイノベーションの機会があると思います。これを各学校現場に考えてもらう。そういった宿題を出すのも教育委員会の仕事かなということで、イノベーションの機会として前向きに捉えると言うと、こんな緊急事態に何を言っているのかと言われるかもしれませんが、ぜひお願いいたします。</p>
鯉淵教育長	御意見として承ります。
中村委員	<p>もう1点お願いします。給食もない、ハマ弁もないということで、食をあまり保障されていない子供たちがどう過ごしているのかなというのがとても気になっています。それから、学習にしても、例えば親御さんがちゃんと見ているとか、塾も今は閉鎖ですけれども、自分なりにそういうものを活用して、この間の新聞にもたくさんいろいろな情報が載っていましたので、そういうものを積極的に活用して学べる子供たちはいいですが、どちらかという苦手であればやりたくないという子供たちの学力保障という問題もあります。そういうあたりの対応まで考えたら切りがないかもしれませんが、せめてどういう状況にあるかというようなことだけは把握しているのでしょうか。</p>
鯉淵教育長	どういう状況というのは。
中村委員	<p>例えば、今までだったら子ども食堂があって食事ができていた子供たちが、子ども食堂も閉鎖されて食事ができないとか、いろいろなパターンがあるので難しいとは思いますが、学校である程度こういう子供たちがいるということは分かっていると思います。今はどたばたですから、なかなかそういうところまで手が回らないかもしれませんが、子供がどういう状態にあるかというのを把握することも、多分、家庭訪問とかそういうことでということでしょうけれども、気になっています。</p>
前田人権健康 教育部長	<p>ありがとうございます。子供たちが実際に家庭で過ごしている様子については、教職員であれば非常に心配していますし、非常に慮っているところだと思っています。今週を1クールとして、来週は臨時休業の2週目に入りますので、そのあたりである程度、例えば小学校ですと、少し落ち着いた段階で家庭訪問をタイミングを見て行ったりですとか、学校によっては緊急メールシステムですとか様々なシステムがございますので、そこで家庭とつながって、どんな状況で過ごしているかということのやり取りをしたり、もしくは家庭訪問で外に出たときに子供たちの様子を把握したりだとか、そういったことを確認していきたいと思っ</p>

ています。それから、中村委員がおっしゃったとおり、子供たちの中で気になるお子さんについては、学校は当然専任を中心にそういったことを考えていますので、そのあたりのアクションも今後、第2クール目で考えていかなければいけないなと思っております。

中村委員

学校が嫌な子もいますけれども、学校にしか居場所がないという子供たちもいますので、大変だとは思いますが、ぜひその辺の把握もお願いしたいと思えます。

鯉渕教育長

よろしいでしょうか。よろしければ、図書館等の対応について、御説明いたします。

渡邊生涯学習
担当部長

生涯学習担当部長の渡邊です。「図書館及び博物館等の新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る対応について」、御説明いたします。2月28日に副市長通知で「新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る対応方針の運用について」というものが出ておまして、これに基づいて、図書館及び生涯学習・歴史・文化財施設の対応をしております。まず、図書館ですが、3月2日から15日まで、図書館のサービスを一部に限定しております。提供しているサービスですけれども、予約した図書の貸し出し、図書の返却、図書の予約受付等を行っております。休止しているサービスは、閲覧席、学習室など閲覧エリアへの立入禁止です。16日は施設点検のため全館休館です。生涯学習、歴史・文化財施設等ですが、横浜開港資料館、横浜都市発展記念館、横浜ユーラシア文化館、横浜市歴史博物館の工房については、3月16日まで閉館でございます。横浜市三殿台考古館、横浜市八聖殿郷土資料館、埋蔵文化財センターについても、3月16日まで閉館です。横浜市社会教育コーナー、横浜市少年自然の家、赤城林間学園、南伊豆臨海学園については、3月15日まで閉館でございます。

図書館及び生涯学習文化財課が主催するイベントの中止・縮小等でございますが、2月22日に行う予定であった「横浜市読書活動推進ネットワークフォーラム」については中止しております。また、明日3月7日、山内図書館で行う予定であった「津村記久子トークショー」についても中止でございます。このほか、図書館主催の3月末までのイベントは、延期または中止、おはなし会などの子供向けイベントは中止、ボランティア講座等大人向けイベントは延期または中止としております。なお、ふるさと歴史財団主催の12のイベント・講座、社会教育コーナー主催の6つのイベントも中止でございます。

「指定管理施設の減収に伴う対応」でございますが、政策局の通知が出ておまして、2月18日から3月15日までの期間において、「利用料金を返還したことによる収入の減少」、「今後の利用ができなくなったことによる収入の減少」、「指定管理者が主催するイベント等を中止したことによる指定管理者の実損失額」、これらについては原則として本市が負担することとしております。説明は以上でございます。

鯉渕教育長

何か御質問・御意見等はございますか。

木村委員

状況によっては休館期間がまた延びる可能性もあるわけですか。

渡邊生涯学習
担当部長

はい。3月16日以降の対応については、全市的な方針に基づいて対応していきたいと考えております。学校は3月9日に判断する予定とされていることから、図

書館・博物館についてもこのタイミングで判断できるようにと考えております。

森委員

これらの施設が閉まっているということについてはやむを得ない事態だと思います。本当に多くの方がショックを受けた部分でもありましたし、それだけ大きな存在だったのだと思います。閉まっているからこそ、今できることだったりとか、閉まっている期間でもできることというのは、どんなことがあるとお考えかというのがもしあれば教えてください。

渡邊生涯学習
担当部長

職員については引き続き出勤しております。もちろん事情のある職員については個別の対応を取っておりますけれども、基本的には出勤しております。これまでなかなか忙しくてできなかった資料整理ですとか、あるいは清掃ですとか、そういったものを行っている最中でございます。

田雑中央図書館
館長

中央図書館長の田雑です。続けて図書館部分を少し説明させていただきます。今、職員に関してのことは渡邊生涯学習担当部長が申しあげたことと一緒にございます。図書館は、予約された図書の貸出等はしておりますので、それは引き続き御利用いただけます。あと、外出を基本的には控えたり、おはなし会などのイベントとかは全て中止になっています。おはなし会の動画配信は、著作権の問題がクリアできなかったのですが、小さいお子様向けのわらべうたの動画ですとか、これを機に図書館探検をする様な動画等のリンクを図書館のトップページに貼って、それなりにお楽しみいただけるような工夫はしております。

鯉淵教育長

宮内委員。

宮内委員

この2週間のとりあえずの緊急措置期間が終わった後、柔軟な対応が必要だろうと考えております。4月以降も学校が休校した場合、完全休校にするのか、部分休校にするのかを決めねばなりません。教室内の人口密度を下げることによる拡大防止策になるのだらうと思います。そういうときに児童生徒の学習の場を確保しなければいけません。そのときは閲覧人数の制限だとか、入場者の制限だとか、座席のルールとかということがあると思います。申し上げたいことは、一律にどうするこうするということではなく、できるだけ柔軟に、今回の緊急措置が終わった後は冷静になって、長期化を前提にいろいろと対応策を検討していただきたい。これはお願いであります。

鯉淵教育長

御意見ということで。ほかによろしいでしょうか。

森委員

先ほどの質問に答えていただいたことに対してですが、わらべうたの動画ですとか探検ということで、主にお子さんを対象に考えてくださっているのはすごくありがたいことだと思います。それに加えて、例えば障害を持っている方であったりとか御年配の方であったりとか、体が弱って行きたくても行けない方々も、現在の閉館にかかわらずいっぱいいらっしゃると思います。そういった方々に向けて、何が家でも見られるものなのかとか、家からでも参加できるものなのかということを考えたり発信したりということが増えたら、開館した後にもつながるかなと思いましたので、そういったことも楽しみにしたいと思います。

宮内委員

今、森委員がおっしゃったことは良い例です。さっきから私は今回をイノベーションの機会にと申し上げています。ただVR（仮想現実）を使うとか、いろいろ

ろな手法が毎日進化していますから、いろいろな事情のある人たちにも情報が伝わり、それも双方向型で意見交換ができるように、ぜひこの機会に研究していただきたいと思います。

鯉渕教育長 私からで恐縮ですが、図書の貸出とか返却というのは、いつもの時期に比べて減っているのですか、増えているのですか。肌感覚で構いません。

田雑中央図書館長 サービスを限定し始めましたのが3月2日の月曜日からでございます。2日月曜日に中央図書館にお越しになった方が319名でした。3日火曜日になりましたら636名に増えました。その翌日は450名と、来館者としてそんなに多いとは思われないかもしれませんが、全市18館の合計でいくと、多かった3月3日には1万2,860名もの方がお越しになっているので、貸出をして御自宅で読書を楽しんでいただくという効果は一定程度出ていると思っています。

鯉渕教育長 予約はインターネットですということですよ。

田雑中央図書館長 もしくは電話でもできます。

鯉渕教育長 ほかにございますか。

小椋教育次長 今、資料にはございませんが、1つ追加をさせていただければと思います。教職員の研修等につきましては、中止、延期、あるいはeラーニングでの対応、教育委員会主催のイベントについては休止等の対応を現在も取っているということを加えさせていただきます。以上です。

鯉渕教育長 コロナウイルス関係の御説明と質疑はこの辺でよろしいでしょうか。よろしければ、大体1時間が経ちましたので、1回換気してからいじめ防止対策に入りたいと思います。

[休憩開始時刻：午前11時6分]

(休憩)

[再開時刻：午前11時10分]

鯉渕教育長 それでは次に、いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果について、所管課から御報告いたします。

前田人権健康教育部長 人権健康教育部長の前田でございます。いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果につきまして、横浜市いじめ問題専門委員会及び学校いじめ防止対策委員会から、調査報告書が提出されましたので、報告いたします。詳細は担当課長より説明いたします。

兵頭人権教育・児童生徒課担当課長 人権教育・児童生徒課担当課長の兵頭です。今ございましたとおり、今回は全部で3件の報告案件がございます。小学校が2件と中学校が1件となります。早速ですが、調査結果の概要を順に説明いたします。3ページをお開きいただきま

して、「いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果について（m中学校）」を御覧ください。「1 事案の概要」ですが、本件は、平成27年度当時中学校2年生の女子生徒が、同級生の女子生徒から、上半身を触られる、服を脱ぐことを要求され体を触られる、さらに動画を撮影され他の同級生らに拡散される行為等により、転校に至った事案です。当該生徒は、小学校時代から悪口を言われたり、様々な嫌がらせを受けていた旨を訴えておりました。当該生徒は転校後の中学校を卒業した後、高校に進学しております。

次に「3 答申（調査結果）」の「（1）いじめの事実について」です。「ア 小学校時代」ですが、当該生徒は、小学校時代に、同級生から様々な悪口を言われる、ばい菌扱いされるなどの行為を受けたと主張しています。下から2行目になります。『いじめ』と認定できる事実が多くあったことは明らかとされており、また、「イ 中学校1年時」ですが、同級生の関係生徒Bから、嫌味や陰口を言われたり、体育祭の練習時に非難されたりしたと主張しています。Bが批判的な発言をしたことが認定でき、心身の苦痛を受けていることは明らかであることから、4ページになりますけれども、法律上のいじめに該当いたします。次に4ページ中段の「ウ 中学校2年時」の「（イ）6月事件」を御覧ください。平成27年6月の放課後、校外の多目的トイレにて、関係生徒3名、これはいずれも女子生徒ですけれども、同意なく当該生徒の上半身を触る等し、さらにその数日後の放課後、こちらも校外の多目的トイレですが、関係生徒5名、いずれも女子生徒が同じ場所に当該生徒を連れていき、服を脱がせ、体を触る等し、その一部始終を関係生徒らのうちの1人のスマートフォンで動画撮影したと主張しています。本委員会の調査においても、大概において事実と認定でき、これはいじめに該当いたします。次に5ページ「（ウ）動画拡散の件」ですけれども、当該生徒は、関係生徒の1名が他の同級生に動画を転送し、男子生徒らに拡散されたと主張しています。学校資料や教員への聴き取りにより、動画を転送した事実が認定でき、いじめに該当いたします。

続きまして、「（2）学校の対応について」です。こちらは恐れ入りますが6ページをお開きください。中段にあります「ウ 中学校2年時について」の「（イ）6月事件・動画拡散への対応」についてです。この6月事件につきましては、当該生徒や同級生からの相談・報告もなく、学校は、6月末まで全く知りませんでした。その後、情報を得た学校は、3行下になりますけれども、「触法の可能性がある事案として警察に通報し、教育委員会にも報告した」後、当該生徒・関係生徒らの聴き取り、関係生徒への指導等を行っております。その下の「（ウ）当該生徒の心のケア」といたしまして、学校は、当該生徒保護者にスクールカウンセラーとの面談を勧めましたが、保護者の希望により面談には至りませんでした。

次に8ページを御覧ください。「（3）教育委員会の対応について」です。こちらは2段落目になりますけれども、7月、学校教育事務所は、学校からいじめの報告について見解を求められた際には、既に警察事案になっていることなどから、その必要はないと回答しております。

続いて、その下の「（4）問題の所在と再発防止について」です。こちらは項目で読み上げさせていただきます。「ア 学校の日常的な支援・指導の在り方」では、「（ア）個々の生徒の多様な教育ニーズを把握し、そのニーズに応えること」、9ページの「（イ）学校間の連携・協働を密にすること」、こちらは小中学校の引き継ぎ等を中心に書かれております。「イ いじめ重大事態発生後における学校の対応と支援・指導の在り方」として、「（ア）学校いじめ防止対策委員会を開催し、外部の専門家を活用すること」として、「a 方針決定における外部

専門家の活用」、10ページにございますが、「b 被害者ケアにおける外部専門家の活用」が指摘されております。「ウ 教育委員会の対応と取組の在り方」では、「(ア) 学校が適切な支援・指導計画を立案できるよう教育委員会が学校をリードすること」、「(イ) 学校間の連携・協力を強化すること」、「(ウ) いじめ重大事態発生時、教育委員会は強い指導性を発揮すること」、「(エ) いじめ重大事態発生時、速やかに、法第28条の調査を行うこと」、また、11ページにございますが、「エ インターネット接続機器や情報モラルに関する教育の在り方」、そして12ページですけれども、「オ 家庭教育の重要性」ということで、それぞれ指摘されております。

続きまして、13ページになりますが、2つ目の事案として、n小学校についてでございます。「1 事案の概要」ですが、本件は、平成27年度当時、小学校2年生の男子児童が同級生らから継続的に当該児童を仲間外れにする言動、言葉の暴力を受けたり、足蹴にされたり、苗字とは異なる呼称で呼ばれたりしたこと等のいじめを受けたとの当該児童保護者からの訴えを踏まえ、調査を行ったものです。当該児童は平成28年度に転校し、転校先の小学校で登校しております。

次に「3 調査結果(いじめの事実について)」です。ここでは当該児童保護者からの訴えを12の事案に整理して調査を実施し、3つの事案が法上のいじめと認定されております。1つ目は、(2)の後段部分、サッカーに入れてもらえなかった件についてです。ここでいうと6行目になりますけれども、当該児童は同級生の男子児童Aからサッカーに参加することを拒否され、悲しい気持ちになったと述べております。一番下の行になります。Aが当該児童をサッカーの仲間に入れていなかった事実は確認できますので、14ページになりますけれども、これは法上のいじめと認定されております。2つ目は、「(3) 足蹴にされた件について」です。3段落目になりますけれども、この件について、同級生の男子児童Bが、当該児童の腹部を少なくとも1回足蹴にしたこと、その結果、当該児童が転倒して床に頭部を打ったことが事実として確認でき、こちらも法上のいじめと認定されております。3つ目は、「(4) 苗字とは異なる呼称で呼ばれた件について①」です。同級生の女子児童Cと男子児童Dは、ここでいうと6行目になりますけれども、当該児童からのやめてほしいという申し出に応じず、Cは何回か呼んでしまったこと、Dは上級生が当該児童を呼んでいた呼称で呼んだことはあると述べました。この件について、3行下になりますけれども、当該児童はからかわれているという印象を持ったと述べていることから、法上のいじめと認定されております。

続きまして、ちょっと飛びますけれども、17ページをお開きください。「4 再発防止について」です。「(1) 学校の対応と組織的な体制構築について」として、4段落目になりますが、こうした組織対応の遅れが、その後の経過の中で小学校への不信感が生み出される要因になっており、児童の怪我や他害行為等が生じた場合は直ちに管理職を含む対策チームを組織する必要がある。さらに次の段落ですが、「学校が保護者との円滑な協力関係を築くには、日頃から児童及びその保護者を支援する体制を構築することも重要である」と指摘されております。

18ページを御覧ください。下段になります。「(2) 教育委員会の対応について」です。「ア 保護者に対する説明を含む情報提供のあり方」といたしまして、19ページの最後の段落の2行目から後ろのほうになりますけれども、教育委員会が判断を変更する場合には、あらかじめ情報共有を徹底させる等の工夫をすべきであったことに留意すべきと。さらにその下の「イ 当該小学校への支援の不十分さ」として、「教育委員会は当該小学校と外部機関との連携や支援を円滑に行うことができるよう調整役として対応することに留意すべき」と指摘されております。

す。

その下の「(3) 学校と家庭の連携・協働体制づくり」といたしまして、20ページになりますけれども、一番上です。「家庭と学校は、抱える問題を乗り越えていこうとする児童自身の成長の力を信じ、これを増進させるよう互いに協力して支援・指導に取り組む必要がある」とされております。

続きまして、21ページに参ります。3つ目の事案の○小学校についてです。

「1 事案の概要」ですが、本件は、平成29年度当時、小学4年生の女子児童が、平成29年10月頃から平成30年4月にかけて、同学年の女子児童らに仲間外れにされたり、お菓子のごみを押し付けられたり、前髪を切らされたり、切ったあとの前髪を見せてと言われたこと等から不登校になったとの申立てに基づき調査を行ったものです。当該児童は、平成30年10月に転校し、登校を再開しています。

次に「3 答申(調査結果)」についてです。ここでは当該児童保護者からの訴えについて調査を行い、一部のいじめが認定されております。その内容は23ページになります。23ページをお開きください。下段になります。「キ 前髪を切った後の件」についてです。当該児童保護者は、平成30年5月頃、関係児童A及び関係児童Bが前髪のことを言いふらした結果、同学年の女子児童らから切ったあとの前髪を見せて等と言われたと訴えています。本委員会の調査によりますと、当該児童は、複数の児童に自ら前髪を切ったことを話しており、さらに当該児童がバンダナをして登校したことから、他の児童らが当該児童が前髪を切ったことを認識する機会は多かったのではないかとしています。続きまして、24ページに参ります。上から4行目になります。次に、他の関係児童らについては、少なくとも1回は当該児童に対し、当該児童が前髪を切ったことについて聞く等したことは、聴取結果等から認定できます。この行為は、法律上のいじめと認定することはできますが、この件について当該児童は、他の関係児童らから謝罪を受けており、仲直りもできて一区切りついている旨を述べております。

続きまして「(2) 学校の対応について」です。「ア 組織的対応の不十分」では、当該児童の担任は、本事案の発覚後、ほぼ毎日、常に一人で対応しており、チーム学校としての対応を検討すべきであったと指摘されております。次に「イ 児童らへの対応」といたしまして、2行目になりますが、児童らの聴取は重ねて行われておりまして、聴取は、休み時間や授業中に行われ、関係児童らは大きな心理的負担となったものと思われるとされております。そのほか、25ページの「(イ) 専門職との連携」におきましては、学校は、いじめの疑いが生じた場合には、スクールソーシャルワーカーなどの専門職との連携を積極的に行うべきとされております。続きまして「(3) 教育委員会の対応について」につきましては、「ア 早期の事案認知」、「イ 学校への指導」、「ウ 専門職との積極的な連携」について指摘されております。

続きまして、26ページに参りまして、「(4) 今後の対応と再発防止について」でございます。「ア チームによる丁寧な対応を心がけること」といたしまして、6行目になりますが、学校は、チームでの話し合いの下で対応を決定し、複数での対応を心がけるべきであること。「イ 当該児童に寄り添った丁寧な対応を行うこと」として、7行目ですが、当該児童が望むことを丁寧に聴取し、寄り添った対応をすることで、事案が解決に向かう可能性が高まること。「ウ 関係児童へも配慮して対応すること」といたしまして、学校は、いじめの疑いがある場合には、当該児童への寄り添いだけでなく、関係児童への配慮も欠いてはならないこと。27ページの「エ 学校と教育委員会は早期に連携すること」、そして、「オ 教育委員会は保護者と学校の間で調整役を務めること」といたしまして、9行目になりますが、教育委員会は、学校の過度な負担に配慮することも視野に対

応することも検討すべきであること。「カ 専門職活用のための環境整備を検討すること」といたしまして、3段落目になりますが、「教育委員会は、事案介入前の段階においても、専門職の意見を聞いてその意見を尊重すべきであり、専門職自身が、積極的に事案に関与できる環境の整備を検討すべきである」ことなどが指摘されております。

調査結果の報告は以上ですが、最初の一般報告資料にお戻りください。中段の表にありますが、いじめ重大事態対処のための調査件数といたしまして、本日報告した3件が終了となりますので、調査中の案件は合計で7件となっております。調査終了の案件は16件となりました。説明は以上です。よろしく願いいたします。

鯉淵教育長

説明が終了しましたが、何か御質問・御意見等はございますか。

森委員

こういったいじめ重大事態が発生していることは、本当にあってはならないことだと思いますし、この3つに共通することもあって、ここについては本当に早急に取り組まなければいけないと感じました。それは何かというと、どうしても発覚して先生が抱えがちであったりとか、再三チームでと書かれていましたけれども、学校と学校教育事務所であったり、学校教育事務所と教育委員会であったりというところがどうしてもうまく連携がいないということがどこにでも見受けられるような気がします。まずはスクールソーシャルワーカーも含めて専門家が関われる余地があったりとか、ほかの学校の外の専門家ももっと関わったのではないかと思うところも多々ありましたので、どうやったらそういった専門家がより関われるようになるのか、もしくは先生が頼れるとか学校が頼れるようになるのかということについては、真剣に考えて、何か前進させなければいけないのではないかと思います。もし専門家の関わりの部分について、今、困難な部分であったり、こういうところは改善できるのではないかということがもしありましたら、教えていただければと思います。補足をお願いします。

兵頭 人権教育・児童生徒課担当課長

ありがとうございます。本当に今回の3件の事案はこういう形ですけれども、ほかの事案でもチームとして、それから専門家の活用というのは何回も言われていることで、現在進めている再発防止策でもそこは書かれております。ただ、どうしてもお子さんを目の前に対応するというので、学校の中でまずはできることをやろうとなってしまうがちなところがあります。我々としては、当然専門家活用のメニューはたくさん用意しておまして、要請があれば当然派遣いたしますし、要請がなくても事案が分かればこちらのほうから働きかけてやっています。さらに令和2年度からは特にスクールソーシャルワーカーの配置を拡充して、我々の体制としてもこれだけのことを整えているので、その活用はしたほうが良いということ、教育委員会のほうからも積極的に働きかけるということ徹底してやっていきたいということで今、動いている状況です。

森委員

先生との関係がこじれたりとか、学校との関係がこじれたときに、先生に言ってもしょうがないと子供が諦めたり保護者の方が諦めたり、こういった案件として表に出てきていない部分で諦めている方もたくさんいるのではないかと思います。先生には相談できないのだったらこの先生にとか、いろいろな手段があるんだよということは引き続き、周知だったりとか伝えたりという努力は怠ってはいけないと思います。

鯉淵教育長

ほかにかがででしょうか。

大場委員

個別に確認だけしておきたいと思います。最初のm中学校の件で、この件は警察が関与している案件になっていますが、残念ながらというか、今まで今回を含めると合計で16件が調査報告の公表という段階まで至りました。今までの案件で警察事案になったという事例、過去の1番最初の原発の事案は警察が関わっていたようなないような、記憶が曖昧になってしまって申し訳ないのですが、最近はないのだろうと思っています。その確認だけ、まずしておきたいと思います。

兵頭人権教育・児童生徒課担当課長

どの程度警察が絡んでいるかにもよりますが、例えばいじめを訴えた、いじめを受けたというお子さん側が警察に相談している事案というのはどうもあるようです。実際にそういうことも、我々の調査とは基本的に別ですが、そういう意味でいくと、初めてではありません。ただ、今回のように、学校のほうから触法の可能性があるということで通報した事案については、重大事態として調査している中ではかなり珍しく、私が公表した中では、大場委員がおっしゃるように、最初の事案以来だったと認識しております。

大場委員

ありがとうございます。それから、m中学校もいろいろ報告の中では早期から緊急支援の専門家の派遣に取り組む必要性が指摘されていましたが、なかなかそこに至らなかったことがあったり、もう1つ専門家の力を借りることと、最後のo小学校の関係も、担任の先生が少し抱え切れずに困ってしまったという事例だろうと思います。なるべく自分の段階で物事を解決したいという思いは、これはこれで大切なことだと思いますが、学校というチームでの対応ができなかったということとか、いろいろな事案で出てくるのが、チーム対応ができるかできないかということと、専門家の力をなるべく早い時間から借りるというか、もちろんそれらについては当該児童や関係児童、あるいは保護者の理解がなければ前へ進まないことだと思いますが、共通する事項もありますし、それぞれ固有の事項もあるなと思いました。質問がぼやっとして申し訳ないですけれども、改めて今回の3件を各校に報告し、公表事例を見てもらう中で、チーム対応の問題と、早期に専門家の知恵を借りるというか力を借りるということを、もう一度徹底する機会にぜひしてほしいと思いました。以上です。

木村委員

お二人が言ったことと似ているのですが、基本的に組織マネジメントということをしっかり考えていかないと、孤軍奮闘になって、後々に重大化してしまうと対応できませんから、ケーススタディー的にこういったものをうまく利用して、組織対応、外部あるいは他の協力を得ることが当たり前なんだというような考え方で動かないと、早期認知、対応ができないと思います。ここら辺はぜひケーススタディーとして次に生かせるような形に持っていければなと思っています。あと、児童らへの対応は、聴き取りも含めてですけれども、基本的には1人で聴き取り対応はしていませんよね。例えば、具体的には、3校で違うと思いますけれども、誰と誰、担任と、それ以外にはどういう人が対応に関わっているのですか。

宮生人権教育・児童生徒課担当課長

人権教育・児童生徒課担当課長の宮生です。基本的には担任や学年の職員が複数で対応していくことが多いですけれども、場合によっては児童支援専任教諭、生徒指導専任教諭がそこに入ります。または学年以外のメンバーでも関係性のある教諭が担当する場合があります。

木村委員

あと、ここにもあるように、何度も呼び出されてという、結局、事実確認をしっかりとしない間に被害者・加害者というところがまだはっきり線引きされていないので、この辺も十分配慮が必要かなという気がします。

宮内委員

何回もこういう事案が出てきますし、チーム連携や専門家の連携が必要だということを指摘されています。今後も同じことを指摘するのではないかと思います。3年間なり4年間指摘され続けて、これとこれとこれだけは改善したぞと言える点はありますか。弁護士を配置したとか、ケースワーカーを増やしたとか、いろいろとあると思いますが、これだけは変わったぞと。例えば、僕が最近やると良くなったなと思っているのは、学級担任制の問題点が指摘されていること。これは働き方改革もあるけれども、担任と生徒の相性の問題とかいろいろな問題があつて、何でいつまでこんな制度をやっているのかなと私は疑問に思っていました。これは変わってきたなと。チーム学校という体制が出てきた1つの証だと思えますが、同じことばかり言っても進化しないですね。これだけはできたぞ、これはまだ課題だよと、こういう案件が出てきたごとに整理をもっとしていったらどうかと思いますが、何か勇気付けられる事象はありますか。

前田人権健康
教育部長

ありがとうございます。今、宮内委員からお話をいただいた御指摘の点ですが、もちろんなかなか進まないところもごさいます。ただ、幾つかの例を挙げますと、例えば学校のいじめ防止対策委員会を毎月必ず1回以上やりましょうということで、感度を上げて、子供たちの状況を見ながらいじめの認知について確認したり、認知した後のいじめのモニタリングを含めて支援に当たっていかうということは恒常的に行われてきているのかなと思っています。先日、ある学校に行ったときに、各学年の主任、今、宮内人権教育・児童生徒課担当課長から話があったとおり、チーム学校体制の中、これは校内ですけれども、専任を中心に養護教諭も含めて、もちろん学校長も入って、子供たちの顔が見えるような姿でお互いに意見し合つて、支援の在り方を決めていくような様子がありました。子供の状況をととてもよく把握した上での関わりかなと思っています。一方で、横浜市の場合は小中一貫のスクールカウンセラーを置いていますので、小学校から中学校へ学校種が変わったときに、継続的にお子さんを見ていくと。そしてまた、これはお子さんだけではなくて、御家庭にも支援をしていくと。こういった継続的なところも恒常的に見られてきている効果かなと思っています。お話のあったスクールソーシャルワーカーについては、22年からスタートしまして、人数を増やしてきて、まさにチーム学校体制の要として、福祉の視点から保護者の方にも関わっていただいたり、学校とはちょっと違った第三者的な立場で関わっていただくことが増えてきています。このあたりが来年度から巡回型になりますので、そういった方も含めて丁寧な対応、つまり学校の対応力の向上が見られてきているかなと思っています。

あともう1点、子供たちですが、やはりいじめというものに対する定義理解といたしましうか、いじめはいけないんだということ子ども会議等を通して様々な論議をして、子供たちが主体的にいじめをしっかりとなくしていこうという話し合いができつつあるように思います。まだまだのところではありますが、そのあたりは1つの見ていけるポイントかなと思っています。ただ、宮内委員のおっしゃるとおり、初期対応の迅速性ですとか、そのときの抱え込みをなくして組織みんなで関わっていくですとか、第三者を含めた専門家の方々のお力をいただいて確認をしていくことがこれからの課題になっていくのかなと思っています。

兵頭 人権教育・児童生徒課担当課長

少しだけ補足させていただきたいと思います。今回の事案は、年度がかなり異なっておりまして、最初の2つの事例はかなりの長い年月をかけて調査してきた状況でございます。当然、そのプロセスにおいては、いろいろなことが中にはありまして、調査範囲も変わりましたし、内容についてもかなり議論したところがあるので、前の事案については、実はほかの調査をやっているときと並行して行っていたものでございます。むしろ、今申し上げたいのは3番目の事案でございまして、これは再発防止策を始めた後の事案です。何でこういうことになってしまったかという、1つとしては、やはり担任がある程度の経験を持っていると、自分で何とかできるだろうという過信とは言いませんが、そういったところが初動対応を結果的に遅らせてしまうことがあり得るのかなど。ですから、これは言っているのですが、どんなことでも複数で、当然ですけれども、どんなに小さな事案でも必ず共有して、カンファレンスをした上で専門家の活用を第一に視野に入れながら対応していくということを徹底していくことがこれから必要なのだろうと感じております。

宮内委員

ありがとうございます。

鯉淵教育長

ほかにはよろしいでしょうか。

中村委員

どのケースもそうですが、やはり調査が長きにわたって、それだけ丁寧に聴き取りをしたり調査をしなければということは分かりますけれども、その間、いじめられたと訴えているお子さんや保護者の方の痛みがずっと継続するのは本当に何とかならないものかなという感想です。24ページに○小学校の先生は、「当初から本件を管理職に報告していたが、管理職からは本件対応に関する具体的な助言や指示はなかった」という大変残念な一文があります。今、子供たちの個人面談のときに、面談する相手を担任だけではなくて、例えば管理職でもいいですよとか、養護教諭でもいいですよとか、保護者が面談したい相手を選べるという方式でやっている学校が多くなってきているのではないかと思います。そういうことを考えると、このようになかなか学校が動かなかった場合に、できれば同僚で、学校の中で相談し合える雰囲気があって、そこからまた働きかけていくということができれば1番いいと思いますが、もしそういうことが難しかった場合に、今は内部告発みたいな感じですがごく嫌というか、いかにも裏切り者みたいな変な雰囲気があって嫌だなと思いますけれども、先生たちが自分一人で抱え込まないで、何か相談できる窓口みたいなものがあるとまた違うのではないかなと思います。そのあたりはいかがでしょうか。

宮生 人権教育・児童生徒課担当課長

先ほど申し上げたように、大体専任で止まる場合があるのですが、そうではないときに、日頃から関係性を取っている先生がいて、それで解決に向かう場合もあります。また、それ以外にも保護者が相談できる場所があることによって、また当該児童生徒も相談できる場所があって、そこから解決に結び付く場合があります。となりますと、やはり聞く姿勢であったり、相談者の気持ちをしっかり受け止める研修の充実がこれからも必要であろうと思いますし、児童支援専任、生徒指導専任はそういう研修を夏期研修等でしっかりやってきています。ですから、そういう懐の深い教育、聞くということができるよう体制を取っていくことは必要であろうと思っております。

中村委員	<p>ありがとうございます。それと同時に、教員が1人で抱え込まないように、管理職以外の先生方から見ると、教育委員会はすごく敷居が高いのです。だから、教育委員会に相談しにくい場合があるかもしれないのですが、学校の中でうまく動かない場合に、先生が相談できるような体制というか、仕組みというか、そういうものはあるのでしょうか。あるいは、こう投げかけていますみたいなものはあるのでしょうか。</p>
前田人権健康 教育部長	<p>教職員が1人で抱え込まないために、中村委員がおっしゃったとおり、周りのメンバーの役割はとても大きいと思っています。お話があったとおり、何より目の前の子供たちを大事にしたいという思いが強い教員ですので、困ったときにしっかりと相談できる関わりはとても大切だと思っています。例えば横浜市の場合は、メンターチーム等を含めて、学年だけではなくて、様々な教職員のそういった機能を持ったシステムがありますので、そういったところで話ができるようにしていくという風土づくりですとか、一方で本当に困ったところにすぐに関われるような相談としては、例えばスクールカウンセラーなどはお話ししたとおり、今は中学校の場合は1週間に1回、小学校の場合は来年度からどの学校もそうなりますけれども、教職員も相談できるとか、加えてスクールソーシャルワーカーもお話ししたとおり、子供たちと関わる中で顔の見える関係になってきますので、その辺のスクリーニングをしっかりとしていくことを相談する、教職員側からも相談できるといったシステムをしっかりと整えていくことが大事だと思っています。</p>
中村委員	<p>先ほどのコロナウイルスの対応でも、教育委員会と学校がお互いに共通理解を図ってしっかりタッグを組んでというお話がございました。今、学校教育事務所の中でそれぞれ学校担当指導主事の方とかがいらっしゃいますよね。学校を訪問していると、だんだん顔も人柄も見えてくるということで、学校の中できちんとチームとして対応できるのが大前提ですが、この例のようにもしそこがうまく機能しないのであれば、気軽に、実はこういうことで困っているというようなことが相談できるといいなということを切に願っています。</p>
木村委員	<p>僕が前にいた学校でもそうでしたが、それぞれのところで解消しよう、解決しようとしています。しかし、個人商店化しないで、プライバシーうんぬんもありますが、全職員が共有して持って、全職員で見守ることが絶対に大事だと思いますので、まず職員会議で全てそういったものを出して、全職員で見守るような体制ができて、その上に教育委員会等々の指導等が必要かなと思います。教員誰もがここに問題があるよねとか注意しなければいけないよねという目で見ることが大事かと僕は思います。</p>
宮内委員	<p>中村委員がおっしゃった点、教育委員会は敷居が高いというのは非常によく分かります。役所に行くということ、警察に行くということはとても勇気がいりますし、また、自分の組織の中にある問題をよその人に言うというのは、告げ口とかチクるという印象になって、私たちの道徳観からはなかなか一步を踏み出せないことがあります。また、先ほどベテランの先生だからというのがありましたけれども、ベテランの畏だろろうと思います。このようにいろいろな遠慮があるわけですが、学校は変な社会だと思います。非常に閉鎖されて、先生は大学を卒業すると先生と呼ばれて、偉いんだと勘違いしている人もいますし、校長にも優れた人と優れていない人がいるというのが現実です。そういうところを理解して仕組</p>

みを作っていくことです。透明性を担保するための1つの仕組みは、例えば企業でもよくありますが、セクハラ・パワハラ防止のために目安箱を作ると。我々はいじめについても電話の窓口を4つだか5つだか、結構持っていますよね。先生にも救援窓口というか、神戸市のいじめられた先生のようなことが起きないように、どんな社会にもいろいろな人がいるので、そのような仕組みを作っていくっていいのでしょうか。ぜひこれも御検討をお願いいたします。

鯉渕教育長

よろしいでしょうか。それでは、次に案件に入りますが、トイレ休憩を5分程度入れたいと思いますので、よろしく申し上げます。

[休憩開始時刻：午前11時44分]

(休憩)

[再開時刻：午前11時49分]

鯉渕教育長

次に、議事日程に従いまして、審議案件に移ります。まず、会議の非公開について、お諮りします。教委第67号議案「横浜市立中学校における樹木の枝の落下による物損事故に係る損害賠償額の決定に関する意見の申出について」は訴訟等に関する案件のため、教委第68号議案「横浜市歴史博物館等指定管理者選定評価委員会委員の任命について」、教委第69号議案「横浜市教職員第二健康審査会委員の委嘱について」、教委第70号議案から教委第74号議案の「教職員の人事について」、教委第75号議案「職員の人事について」は人事案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉渕教育長

それでは、教委第67号議案から教委第75号議案は、非公開といたします。議事日程に従い、教委報第5号「横浜市立図書館資料管理規則の一部改正に関する臨時代理報告について」、所管課から御説明いたします。

田雑中央図書館長

中央図書館長の田雑です。よろしくお願ひいたします。この臨時代理報告につきましては、2月14日に教育長において臨時代理を行ったために報告するものでございます。

2枚おめくりいただきまして、右上にクレジットのあります「横浜市立図書館資料管理規則の一部改正に関する臨時代理報告について」という資料を御覧ください。施行年月日は2月21日でございます。下のほうに中身が書いてあります。横浜市立図書館資料管理規則には、横浜市物品規則を引用している条がございます。改正前、改正後の下線部を御覧いただきますと、物品規則の52条2項を引用しております。大元の横浜市物品規則の1項がなくなって、第2項が第1項に変わったということがございます。いとまがなかったために、申し訳ありませんが、こちらにお諮りする前に教育長において臨時代理をさせていただきました。

報告は以上でございます。

鯉渕教育長

所管課からの説明が終了しましたが、何か御質問・御意見等はございますか。特になければ、教委報第5号については、報告のとおり承認いただいでよろし

いですか。

各委員

<了 承>

鯉渕教育長

それでは、報告のとおり承認させていただきます。

以上で公開案件の審議が終了いたしました。審議に入る前に、事務局から報告をお願いします。

齊藤総務課長

3月3日に1団体から、横浜市の教科書採択地区の変更に関する請願書が提出されました。こちらの請願書につきましては、事務局で対応を調整の上、教育委員会で審議が必要な場合は、次回以降にお諮りしたいと思います。委員の皆様は、内容の御確認をよろしくお願いたします。

次回の教育委員会臨時会は、3月13日金曜日の午前10時から開催する予定です。また、次々回の教育委員会臨時会は、3月23日月曜日の午前10時から開催する予定です。

鯉渕教育長

皆様、よろしいでしょうか。次回の教育委員会臨時会は3月13日金曜日の午前10時から開催する予定です。また、次々回の教育委員会臨時会は3月23日月曜日の午前10時から開催する予定です。別途、通知しますので御確認ください。

次に、非公開案件の審議に移ります。傍聴・報道機関の方は御退席願います。また、関係部長以外の方も退席してください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

鯉渕教育長

ここで、60分の休憩とさせていただきます、午後1時00分から再開といたしたいと思います。

[休憩開始時刻：午後0時00分]

(休憩)

[再開時刻：午後1時00分]

<非公開案件審議>

教委第67号議案「横浜市立中学校における樹木の枝の落下による物損事故に係る損害賠償額の決定に関する意見の申出について」

(原案のとおり承認)

教委第68号議案「横浜市歴史博物館等指定管理者選定評価委員会委員の任命について」

(原案のとおり承認)

教委第69号議案「横浜市教職員第二健康審査会委員の委嘱について」

(原案のとおり承認)

教委第70号議案「教職員の人事について」
(原案のとおり承認)

教委第71号議案「教職員の人事について」
(原案のとおり承認)

教委第72号議案「教職員の人事について」
(原案のとおり承認)

教委第73号議案「教職員の人事について」所管課から説明いたします。
(原案のとおり承認)

教委第74号議案「教職員の人事について」
(原案のとおり承認)

教委第75号議案「職員の人事について」
(原案のとおり承認)

鯉渕教育長

本日の案件は以上です。これで、本日の教育委員会臨時会を閉会といたします。

[閉会時刻：午後2時2分]